

○井神議長 通告6番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今回の質問については、岩出市における平和行政の構築について、根来川の河川改修と環境整備について、厚労省通達についての3点を質問したいと思います。いずれも市民の生活、また命、暮らしにかかわる問題です。執行部の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず1点目は、岩出市でどのように平和行政を進めていくのか。核兵器廃絶の宣言をしている岩出市で、どう平和行政を構築していくのかを質問いたします。

戦後70年となることし、岩出市の、また岩出市民の平和をも揺るがす、こういう状況が生まれてきています。憲法違反の戦争法案が審議され、今週中にも参議院で強行可決すら行われようとしてきています。今この戦争法案について、連日、国会周辺を初め全国各地で戦争する国にするな、憲法を守れ、自衛隊員や海外で活動しているボランティアの命を守れ、子供や孫、未来の子供たちの命を守れと大きな運動が巻き起こっています。

日本が攻撃もされていないのに、集団的自衛権を行使し、アメリカ軍と一緒に戦争に参加をしていこうとしています。このような法案が通れば、岩出市民にも大きな影響が出てくると考えますが、市長は、岩出市民にどのような影響面が出ると捉えているのか、まずお聞きをいたします。

戦争法案に対して、どう考えているのかを聞いているのではありません。国のことだから、答弁を差し控えると、これまで何度も答えられてきていますが、岩出市民に関係することを聞いていますので、答弁を差し控える理由にはなりません。誠実にお答えをいただきたいと思います。

2点目として、平和行政を進めよう、核兵器を廃止しよう、戦争のない世界をつくろうという団体が取り組んだ国民平和大行進には、市長から平和行政の取り組みを進めていくというメッセージも届けられてきています。核兵器廃絶を宣言している自治体として、平和を脅かす状況が一段と強くなる中で、再び戦争が起こらないためにどのような施策を進めようとしているのかを2点目にお聞きをします。

3点目に、この間、岩出市は、平和首長会議に加盟をしてきていますが、平和首長会議において行動計画というものを策定しています。この行動計画は、2013年から2017年に加盟する都市において、各種の運動や行動に取り組んでいこう、いろん

なことに取り組んでいこう、こういうことが書かれているものです。この書かれている取り組みに対して、岩出市はどう応えようとしているのか。この点においては、平和行政進めていく、こういう上においても、今、岩出市では、後期基本計画というものにも今後策定されようとしてきているわけですが、こういう後期基本計画の中にも、しっかりとした計画を盛り込むべきではないのかというふうに考えます。この点について、どう捉えているのかを質問をしたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の質問にお答えをいたします。

岩出市における平和行政の構築についての1点目に、お答えをいたします。

安全保障関連法案に関して、国会において、現在、審議中であり、また、憲法及び地方自治法に定める地方自治体の権限と役割は、防衛、軍事、安全保障などに及ばないものであることから、質問の影響については、答弁する立場にありません。

なお、2点目と3点目については、総務部長から答弁させます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 岩出市における平和行政の構築についての2点目にお答えいたします。

岩出市においては、平成元年に世界平和と人類の幸福を願い、豊かな暮らしと住みよいまちをつくり、市民の生命と財産を守るため、非核三原則の遵守と地球上の全ての核兵器の廃絶を求めるとして、核兵器廃絶のまちを都市宣言しております。世界の恒久平和については、岩出市民を初め世界中の人々が望んでいるところであります。ご質問の市の施策としましては、今後も引き続き、核兵器廃絶宣言の遂行や平和行進での場所提供、協力金及びメッセージの贈呈、原爆パネルの展示を行うなど平和行政に取り組んでまいります。

次に、3点目についてですが、平和首長会議行動計画の策定趣旨において、核兵器廃絶に向けた取り組みを掲げていますが、先ほど答弁したとおり、岩出市は核兵器廃絶のまちを都市宣言しております。平和首長会議行動計画の具体的取り組みは、1つ、加盟都市の拡大と平和首長会議運営体制の充実、2つ、核兵器廃絶の国際世論の拡大、3つ、核兵器禁止条約の早期実現を目指した取り組みの推進であります。平和首長会議へ加盟していることから、賛同してございます。

しかしながら、議員のご提案の市の後期計画への掲載については、その考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目は、市長に岩出市における影響というような観点から質問をしたんですが、残念ながら、今回も誠意ある答弁をいただくことができませんでした。本当に残念です。しかし、今、日本の国の中で行われている安保法案、これをめぐって、まさに日本の平和が脅かされてきている、こういうことは事実です。そして、岩出市民の中においても、心の不安、こういうものが生まれ、自衛隊員の家族や親戚の方はもちろんのこと、隊員の将来に大きな不安や、また、いろんな傷跡を生んでいるのです。命の大切さ、平和のとうとさ、戦争の愚かさを伝えていかなければならないのではないのでしょうか。

今回、まさに地方のこういう私たちの住む岩出市などにおいてもそうですけれども、市民の暮らし、これに大きな影響がある、こういう観点から、つい先日の新聞の中でも、いろんな市長さんから声明文、こういうものが出されてきています。

例えば、今回のこの安全保障関連法案をめぐって、兵庫県の稲村和美尼崎市長、中川智子宝塚市長、山中健芦屋市長、酒井隆明篠山市長のこういう4の方が、今回のこの法案に対しても強行採決すべきではないとする声明文なども発表されたということが新聞で報道されています。

自民党員の山中市長は、憲法9条の盾に守られ、70年間平和だった。安倍政権は支持するが、私の憲法観や歴史認識は違うと話されていますし、声明文で、集団的自衛権は行使できないという政府の憲法解釈を変えるもので、多くの憲法学者や法曹界が違憲とする見解を出していると指摘もされ、法案への理解や国民合意が十分に形成されているとは言えないとした上で、戦後70年のことし、市民の命を守る、重責を担う首長として、戦争を繰り返してはならないという思いを一層強くしたということも話されています。

岩出市長として、まさに今のこういう状況のもとで、こういう皆さんのように、市長として声明文を出す、こういうことなんかもお考えにはなられないのでしょうか。この点が、まず1点お聞きしたいと思います。

2点目に、岩出市は、先ほども申しましたけれども、平和首長会議に参加をしてくれています。市長として、この平和首長会議、会議があるときには、直接、市長みずからが参加する、こういう考えがないのかどうか、この点を2点目としてお聞きをしたいと思います。

3点目に、行動計画という部分の中には、核兵器が地上から姿を消すまで燃やし

続けようという趣旨の平和のともしび、平和の火ですね。これを加盟する都市に分火し、その火を分けていくと。また、平和の象徴として、この火を燃やし続けよう、平和の火を介して平和意識を醸し出すための取り組みをしましょう。アニメーション「つるにのって」というものや「はだしのゲン」等の上映を自治体として上映してください。被爆樹木の種や苗木の配布をします。平和の象徴として育ててください。また、樹木を通じて、市民の平和意識を高めてください。核兵器禁止条約の交渉開始をまとめる、署名活動の展開などを行ってくださいなど、こういうものが行動計画に盛り込まれてきています。

今、地方創生面でも、この行動計画の取り組みを生かし、また後期計画の面でも、こういうような行動計画の中身、これに取り組むべきだと考えるものですが、改めて、今後、この行動計画についてどう取り組んでいくのか、その方向性をお聞きしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員の再質問について、お答えをいたします。

１点目につきましては、先ほどお話ししたとおりであります。

２点目について、平和市長会議というのは、これ平成25年８月５日に平和首長会議に名称変更されてございます。それについては、現時点では出席は考えてございません。

以上です。

○井神議長　総務部長。

○佐伯総務部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

行動計画に搭載された事業の取り組みの考えはないのかについてでございます。

行動計画については、先ほど、議員ご提案の件、いろいろ出ておりますけども、市といたしましては、この行動計画の趣旨と同様の事業もやっております。例えば、原爆ポスターの展示あるいは映画上映、こういうふうなものもこの中にうたわれてございます。したがって、市としましては、核兵器廃絶に向けた、今申し上げたような取り組みを引き続き実施していきたいと、このように思いますので、議員ご提言の案については、掲載する考えはございません。

○井神議長　再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　市長も、この平和首長会議、これには参加をするということ、直接は考

えていないと。また、執行部においても、行動計画に書かれている中身そのものについても、市としては考えていないという、そういう本当に後ろ向きのそういう答弁が返ってきました。しかし、実際には、この行動計画、少なくともこの行動計画というのは、まさに全世界でこういう核兵器を廃止していこうという部分の中での運動を高めていく。そういう部分の中で取り組んでいこうじゃないか、こういう部分の中で行動計画というものができてきているわけなんです。

実際には、そういう部分の中でできているこの行動計画、岩出市でも積極的にそれに取り組んでいく、そういう必要性、それが必要だと、私は本当に思うんです。

同時に、私は、こういう今の平和運動、これを進めていく、こういう部分の中で、この提起されている行動計画、ここにお座りの皆さんの中で、どれぐらいの方がその計画の中身、これ知っているんでしょうか。

そういう点では、来年度予算、これから策定していく、そういう時期だと思うんです。岩出市として平和行政を進めていく、そういう部分の中で、こういう行動提起そのもの、中身を知って、そして、来年度予算にも生かしていこう、そういうことなんかも必要じゃないんでしょうか。

そういう点では、こういう行動計画そのもの自身、一般の職員も含めて、少なくともこの岩出市の行政の中で、この行動計画そのもの自身の中身、これをみんなが知っていく、そういうことも必要ではないかと思うんですが、こういう点では、行動計画の中身そのもの自身、一般の職員の皆さんにも配っていく。そして、来年度予算の参考にしていく、そういう資料にしまわう、そういうことは考えないんでしょうか。この点についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○中畑副市長　再々質問にお答えします。

この行動計画の大きな取り組みは、加盟都市の拡大があらうかと思います。先ほど総務部長が答弁しましたように、具体的な中身等については同等の取り組みで、市で行っているものが幾つかございます。そういうことで、あえて後期基本計画に特出しをしなくてもいいと、私は思っております。

それから、この行動計画の具体的な中身、私はここにいる管理職員全員、きちんと把握ができているというふうに思ってます。

○井神議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、根来川について質問を行います。

先ほど、午前中、田畑議員からも同様の質問というものもありましたが、私の観点から質問させていただきたいと思います。

つい最近、関東の常総市を襲った大雨、北関東ですね、ここに襲った大雨、まさに、これは今、甚大な被害をもたらしているということは、当局もご存じのことだと思います。被害に遭われた方が、一刻も早くもとの生活に戻れるよう、お祈りするとともに、改めて河川の決壊の怖さを感じています。

岩出市においては、春日川、住吉川、根来川など、この間、随分と改修が進められてきました。しかし、その中で一番改修がおくれているのが根来川ではないでしょうか。根来川においては、この間、荊本と川尻の境界付近の後明橋付近まで、ようやく改善・改修が進められてきました。しかし、その後、河川改修については工事が行われる、こういう様子はありません。流域住民は他県の被害などを見るにつけ、早急な全面改修を望んでいます。和歌山県における今後の改修見込みはどうか、改めてお聞きをしたいと思います。

2点目として、岩出市として、根来川を初め河川改修という面では、県に対して、市としてはどのような働きかけをこの間してきているのか、その内容についてお聞きをしたいと思います。

3点目として、土砂のしゅんせつという点では、この根来川においては、森の六枚橋付近が河川の形状から、特にしゅんせつが必要な場所となってきました。既に、ことしも草が生い茂り、早急なしゅんせつ工事が必要だと考えます。市内の各河川ともあわせ、今年度においては、しゅんせつ時期というのはいつごろになるのでしょうか。

4点目として、危険性というものを考えれば、このしゅんせつ面においては、少なくとも8月、9月までには行ってほしいと考えるものです。しゅんせつ工事の入札時期というものも含めて、県の対応、これを少しでも早めるように、改めて県に強く要望していただきたいと思いますと考えますが、根来川についての対応面、4点について、質問をさせていただきます。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 根来川の河川改修についてですが、県におきまして、川尻地内、木殿橋から根来新橋までの約1.29キロメートルについて、計画的に河川工事を実施す

る区間として位置づけ、平成24年度には後明橋付近までの約200メートル区間の本工事が完了したところです。また、後明橋付近より上流の河川改修については、川尻会館付近までの約400メートル間を今年度から設計業務に着手しております。今後は、川尻会館付近から根来新橋までの残区間を含め、早期の完成を目指して、事業進捗を図っていくと聞いております。

次に、どのような働きかけをしているのかについてですが、根来川を初めとする県管理の河川改修については、地域防災計画における位置づけや市政懇談会において寄せられた要望などをもとに、県に対して強く要望するなど、積極的な働きかけを行っています。

次に、河川のしゅんせつ工事についてですが、通水断面を阻害し、流下能力の低下を助長するおそれがあることから、適切な維持管理が求められます。県管理河川におけるしゅんせつ工事に当たっては、根来川を初め土砂の堆積状況等や地元からの要望により働きかけを行っておりますが、実施時期については、原則、河川工事は非出水期、これは10月16日から翌年の6月15日に当たります。この非出水期での施工となります。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 しゅんせつ面というので、何とか時期ということをおっしゃられたんやけども、要するに秋口にしかできないと、そういうことなんでしょうか。

実際には、土砂なんかはかなりたまっているという点から見て、早目早目にやっぱり対応していただきたいというふうに本当に思うんです。これは、何ちゅうんかな、言われてた秋口というんですか、いつも9月の議会が終わった後、10月ぐらいにしか、いつもお返しできないというような状況だと思うんですけどもね。それは県のほうで言われている、その時期になる理由というのは、なぜそうなるのかというのを聞いておられるんでしょうか。その点、ちょっと改めてお聞きをしたいと思うんです。

それと、根来川においては、この間、岩出市としても、危険なそういう区域だということも含めて、市も認識されていると思うんですね。特に、今回、鬼怒川のああいところ、常総市で、ああい河川の堤防決壊というのが見るにつけ、やはり、そういう部分でいうと、早く全面改修していただきたいなというふうに本当に思うんです。そういう点では、岩出市として、そういう危険な地域が、もし仮に決壊した場合、この根来川で、ここが決壊したという場合について、被害想定図というよ

うなものなんかは、岩出市で策定されてきているんでしょうか。これが2点目です。

そして、もう1点は、直接関係はないんですが、例えば、今回、ああいいう常総市の河川が決壊したと。そういう部分の中で、支援ですね、もし仮に岩出市で堤防決壊がした場合、他市なんかのほうからも支援要請なんかも含めて、されると思うんですが、そういう点においては、今回、今、被害が出ているあの鬼怒川のああいいうところで、物心両面のそういう支援というのは、今回、岩出市として、特段対応しているとか、何ら要請がないからしてないよとか、今回の関東のあの部分の中での支援という点では、現時点ではどういうふうになっているのか、この点だけちょっとお聞きしたいと思うんです。わかる範囲で結構です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず、しゅんせつについて秋口にしかできないのか、その理由はということですが、出水期というのは、予測不能な集中豪雨などによって洪水の危険性というのが非常に高いです。そのために、県管理河川だけではなく、紀の川など直轄河川でも河川内の工事は非出水期、10月16日以降というのは決まっております。

次に、被害想定図とおっしゃられましたけど、これ、ハザードマップのことを言われていると思うんですが、根来川など県管理河川のハザードマップはございません。

3点目、鬼怒川への支援というのをおっしゃられたんですが、これ、今回の質問には関係ないと思われますので、ちょっと答弁は控えさせていただきます。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、秋口というね、その点おっしゃられたんやけども、そういう点では、10月16日以降でなければ、これは絶対しゅんせつはされないと、できないというそういう規定だということなんですか。それを実際には、現実的には、出水期という以前でも、つい先日も台風なんかもあったりとかという、そういう部分なんかを考えると、10月16日以降でなければならないというような状況では、私はないと思うんですよ。

そういう点でいうたら、少なくとも夏場までに、それをお願いしたいというようなことというの、県に対して要請したとしても、それは絶対、しゅんせつについては10月16日以降だというふうになるのかどうか、市として、やっぱり前倒しで、

何とかちょっとでも早くしてほしいんですよということを言って、そういうのを待たずにしてほしいということとはできないんでしょうか。その点だけお聞きしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　再々質問にお答えします。

出水期に工事が絶対できないのかというご質問だと思うんですけど、工事が絶対にできないということではなくて、例えば、河川災害等があれば、出水期でも応急的にしなければならない工事はすることがあります。ただし、しゅんせつについては、応急という意味合いが薄いので、非出水期にしかできないと。

先ほど説明不足がありましたけど、出水期は急な集中豪雨等によって河川が増水することがあります。1つは、作業員が非常に危険であるということ、もう1つは、例えば、重機が河川内に滞在しておりますと、それで河川阻害率が上がるので、河川が氾濫しやすくなる、そういった理由があるので、出水期はできないということになっています。

これは国に対しても県に対してもそうですけど、しゅんせつを出水期にやっていただきたいと要望しても、絶対無理だと思います。

○井神議長　これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、厚労省通達について質問をしたいと思います。

2014年3月25日付で出された厚労省通知、保医発0326第1号は、差額ベッド料に関する徴収規定として、治療上必要な場合は、差額ベッド料は患者に請求できないことを徹底するようという通知が出されてきている、そういうものです。差額ベッド料という点では、長期に入院される方にとって大きな負担となっており、つい最近の新聞報道でも、治療の必要性から個室となっていたが、話し合いの結果、約200万円もの差額料の返還されたという記事も載っていました。

また、ある事例では、肺炎の治療のために入院を余儀なくされる。そういうときに、医師から院内感染を起こす菌、クロストリジウムが出ているために個室で管理しないとイケないと言われた方が、結局は4人部屋に移るということができずに、個室料49日分の差額ベッド料約90万円を支払ったそうです。しかし、実際には、厚労省の通知という部分を知って、病院にいろんな形で話し合いをしている中で、こ

の方は、この差額ベッド料90万円、これも返還がされる、そういうことになりました。

こうした差額ベッド料に関する厚労省通知に関して、那賀病院を初め市内の病院に関して周知の徹底、こういうものは岩出市としては、どのように図られているのか。また、厚労省通達に関しての対応については、市としてはどのような対応をしているのかをお聞きしたいと思います。

2点目として、今回の厚労省の通知内容は、患者本人の治療上の必要により特別療養環境室へ入院させる場合や、病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合など、実質的に患者の選択によらない場合を初め、同意書による同意の確認を行っていない場合は、特別な料金を求めてはならないとしているものです。このような内容に関して、ほとんどの岩出市民、こういうことを知らないんじゃないでしょうか。この点においては、知っている人だけが得をするとかというのではなく、しっかりと市民に理解をしてもらう、知識として知ってもらう必要があると考えます。市民に対して、ホームページや広報などで、今回の通知内容である差額ベッドに関する内容を知らせるべきだと考えます。ホームページや広報を初め、市民にどう知っていただくのか、市の考えをお聞きしたいと思います。

3点目として、現在、那賀病院において、差額ベッド料に関して、徴収面で患者と病院との間で協議中という状況も生まれてきています。個人情報というものにかかわりますので詳しく言いませんけれども、実際には、那賀地域においても問題が出ているわけです。岩出市としても、那賀病院、市内の各病院に対して、改めて周知の徹底を図るよう申し入れるべきではないかと考えますが、どうでしょうか。市のお考えについてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○井神議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　増田議員ご質問の3番目、厚労省通達について、1点目と2点目について、あわせてお答えいたします。

まず、差額ベッドとは、正式には、特別療養環境室と呼ばれるもので、保険適用の入院費用とは別に、個室などの部屋代が保険適用外として個人負担が必要となるものであります。この差額ベッドの取り扱いについては、厚生労働省から実施上の留意事項が示されており、直近では、平成26年3月26日付通知の中で、特別療養環境室にかかる特別の料金を求めてはならない場合など、具体例が示されております。

保険医療機関への当該通知の周知につきましては、近畿厚生局を通じて周知されているところであります。

また、厚生労働省通知については、診療報酬の改定や薬価基準等の一部改正、医薬品の保険適用に関する取り扱いについてなどを初めとする多くの通知が、県を通じて各市町村の国民健康保険主管課長宛てに送付されているところですが、これらの通知は、行政機関内部の文書として位置づけられているものであり、市民への周知が必要とされていないため、特に実施してございません。

3点目の差額ベッド料に関して、岩出市としても、那賀病院に対して、改めて周知の徹底を図るよう申し入れるべきではについてでございますが、那賀病院は、本市と紀の川市が管理経営に関する事務を共同処理している一部事務組合であり、これらの事務の管理執行に際して、両市が協議等を行った上、対応することとしております。今回の通知においても、現在、管理者である紀の川市から通知されておりますので、十分周知が図られております。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 要は、今回のこの通知というのが、治療上の必要があれば差額ベッド料は取ってはならないという点なんです。実際に、先ほどの答弁では、行政機関内、要するに、市民はこういうことは知らなくてもいいんだと。行政機関内だけでそういうことを知っていれば十分なんだという答弁でした。まさに、市民目線に立っていないな、そういう答弁だと言わざるを得ないと思うんです。

そういう点では、全く知らない人については、いつまでたっても、こういう差額ベッド料、通知にないように、違反するような内容があったとしても、そういう対応、これからも続けられていく、そういうことになると思うんです。そういう点では、なぜ市民に対して通知をしない、そういうような対応になるんでしょう。私は、そういう点においては、少なくとも市の広報やホームページ、そういうところで、市民の皆さん、厚生労働省の通知で、例えば、病状が重くて、常時監視が必要な場合などにおいて、まさに治療上必要があるという形で、個室などに入ったときは差額ベッドは要らないんですよ、こういうことをなぜ市民に知らせるということをされないんでしょうか。

市民にそういう通知内容を知らさなくてもいいという、その理由はなぜなのか、これをお聞きしたいと思うんです。私は、少なくとも市民に対して、行政からしっかりとそういう状況があるんですよ、これを知らせていくのが、本来の意味で、市

民生活をよくしていくと、市民は守っていく、そういう立場になると思うんですが、この点から再度周知という部分についての質問、これをさせていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

なぜ市民に通知しないのかということでございますけれども、あくまでも、今回の通知においては、医療機関内における差額ベッド料の取り扱いに関する留意事項ということで、各機関に徹底される通知ということでございます。市といたしましては、いわゆる、例えば、法令等で制度が変わってというような場合は、きちっと広報に載せるなり、ウェブサイトに掲載するなり、周知は図ってございます。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 要は、今回の厚生労働省の通知、この受けとめ方の違い、それが当局と私の認識の違いなのかなというふうに言わざるを得ないと思うんです。その点では、実際には市民に対して、先ほども言いましたけれども、治療上の必要性がある場合は、そういう差額ベッドは要りませんよ。そういうふうに知っていただく、そういうことを行うことこそ、行政の温かいそういう対応ではないんでしょうか。私はそう思うんです。

市民に周知をするといっても、そんな難しいことはないと思うんですよ。ホームページにおいても、いろんな事例なんかも挙げて載せていくとか、市の広報なんかににおいても、実際にそういう部分なんか、広報の中へ載せたとしても、そんなに大きなスペースなんかは要らないんじゃないでしょうか。私は、市民にそういう部分でいろんな面で困らない。特にお金の面で、今の社会情勢の中で、お金というのがなかなか大変な状況になってきている中で、そういう大きな負担を市民が負担しなくてもよくなるような対応というのを広報で知らせていく、これが本当に温かい、そういう行政の姿勢ではないんでしょうか。

一切そういうことは、今後もされない、そういうことでいいんでしょうか。私は、ぜひ温かい対応をとっていただきたいなと、こういうふうに思いますので、再度、市の対応、ぜひ改善していただきたいなという思い、この点について、再度お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

温かいとか冷たいとかということを私申し上げているつもりはございません。この通知に関しては、先ほども申し上げましたように、通知に基づいて、保険医療機関が適切な対応をするために、基準というものに関して示されているものでございますので、患者に対しては、いわゆる医療機関がきちっと丁寧に説明するということが筋だと、私は考えてございます。

それから、市のほうでホームページや広報というお話ございました。これにつきましては、例えば、ほかの市との取り扱いが異なるような場合においては、本市の内容を周知することも必要でございます。しかし、今回の通達は、保険医療機関内部での取り扱い等の徹底を図るための通知で、これは全国的に全てその取り扱いでいくということの周知でございます。あえて、岩出市のホームページに載せる必要はないと、このように考えます。

○井神議長 これで、増田浩二議員の３番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。